

宅地建物取引士死亡等届出について

宅地建物取引士資格登録をしている方が以下のいずれかに該当することになった場合は、その事実が生じた日から 30 日以内にその旨を届出なければなりません。

ただし、本人が死亡した場合は、相続人がその事実を知った日から 30 日以内です。

届出後、または、登録消除の申請があったときに、その登録は消除されます。消除となった理由が解消した日から新たな登録が可能です。

提出する書類に関しては下記の表をご覧ください。

宅地建物取引士登録の消除に関する提出書類

宅地建物取引士死亡等届出書
(様式第七号の二)

提出部数: 1部
(宅地建物取引士証をお持ちの場合は、届出書とあわせて返納してください)

消除の理由	届出人	宅地建物取引士証以外の添付書類
死亡	相続人	死亡者の除籍謄本 (除籍謄本で相続人の確認ができないときは、別途それがわかる戸籍謄本等が必要になります。)
法第 18 条第 1 項第 1 号該当 (成年者と同一の行為能力を有しない未成年者)	本人	事実が分かる書類
法第 18 条第 1 項第 2 号該当 (破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者)		裁判所の破産手続開始の決定書(写し) ※ 再登録の場合は、免責許可決定確定通知書が必要となります。
法第 18 条第 1 項第 3 号該当 (不正免許により取消処分を受けた日から5年を経過しない者)		無し
法第 18 条第 1 項第 4 号該当 (不正免許による取消処分日までに廃業し、廃業届出日から5年を経過しないもの)		
法第 18 条第 1 項第 5 号該当 (不正免許による取消処分日までに合併により消滅又は解散し、当該消滅又は解散に係る届出日から5年を経過しないもの)		
法第 18 条第 1 項第 6 号該当 (禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行後5年を経過しない者(執行猶予期間中の者を含む))		裁判所の判決書等(写し)
法第 18 条第 1 項第 7 号該当 (宅地建物取引業法違反又は同法所定の傷害・暴行等による罰金刑に処せられ、その刑の施行後5年を経過しない者)		
第 18 条第 1 項第 8 号該当 (暴力団員となった者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)		無し
法第 18 条第 1 項第 12 号該当 (心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者)		病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書